

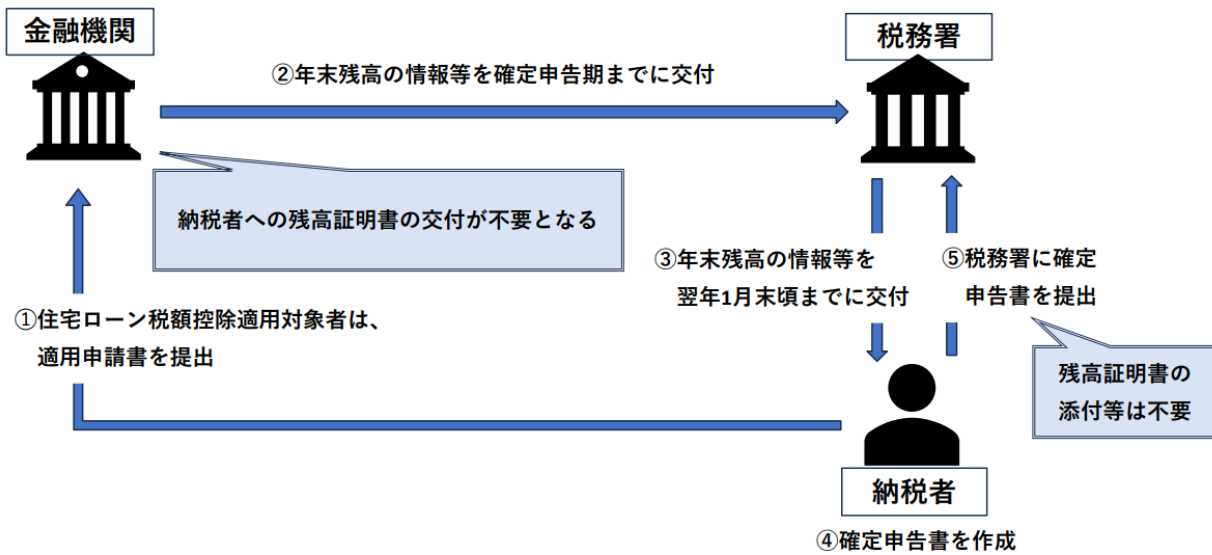


■ 令和 5 年分所得税確定申告のポイント(住宅ローン控除) ■

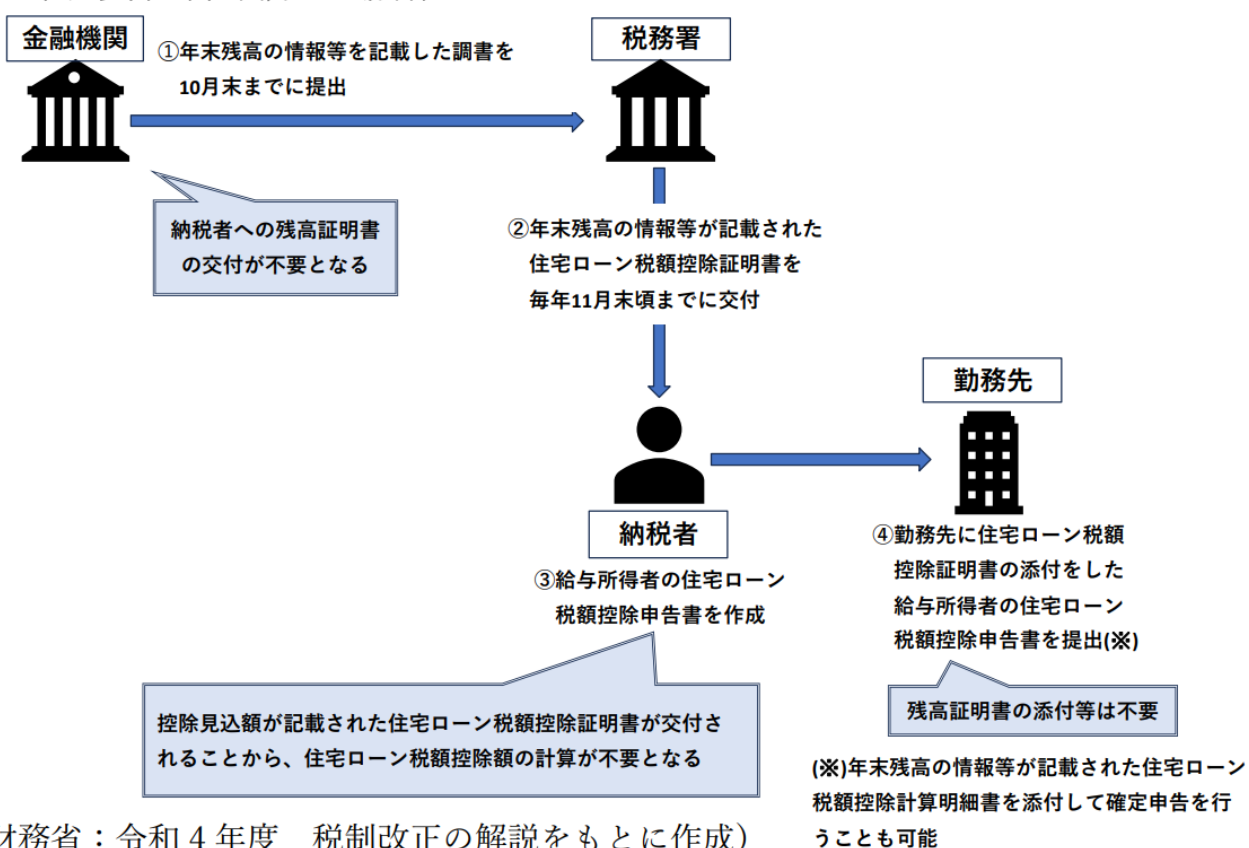
令和 5 年 1 月 1 日以後に居住用家屋等をその者の居住用に供し、令和 6 年 1 月 1 日以後に確定申告、年末調整で住宅ローン控除の適用を受ける場合の手続が、申告利便の向上等の観点から、下記の通りとなります。

- 金融機関等は、毎年、残高証明書を納税者に交付するのではなく、年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出
- 税務署はこの情報が記載された住宅ローン税額控除証明書を毎年納税者に交付
- 納税者による残高証明書、請負契約書等の書類の提出又は提示は不要

(1) 居住開始年 (確定申告)



(2) 2 年目以降 (年末調整の場合)



(財務省：令和 4 年度 税制改正の解説をもとに作成)